

企業に対する主な支援策

助成金等	目的	概要	助成額	お問い合わせ
トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース)	就職が困難な障害者に対し、試行雇用を行う事業主に助成することにより、早期就職の実現や雇用機会の創出を図る	ハローワーク等の紹介により、一定期間(※)試行的に雇用する場合 ※原則3か月、精神障害者の場合は、6～12か月	支給対象者1人につき月額最大4万円(最長3ヶ月) 精神障害者の場合は月額最大4～8万(最長6ヶ月)	ハローワーク または 茨城労働局助成金事務センター 029-297-7235
トライアル雇用助成金 (障害者短時間トライアルコース)	試行雇用を行う事業主に対して助成し、障害者雇用についての理解を促進し、試行雇用後の継続雇用への移行を促進する	所定労働時間が週10～20時間未満の障害者を、3～12ヶ月の期間をかけながら、20時間以上の勤務を目指して試行雇用を行う事業主に対して助成	対象労働者1人につき、最大で月4万円(最長12か月間)	ハローワーク または 茨城労働局助成金事務センター 029-297-7235
特定求職者開発助成金 (特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)	障害者などの就職が特に困難な者や、発達障害者または難病患者を雇い入れることにより、雇用機会の増大と雇用の安定を図る	ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者等として雇い入れる事業主に対して助成	対象労働者の類型や企業の規模に応じて、総額30万～240万円(最長3年間)	ハローワーク または 茨城労働局助成金事務センター 029-297-7235
障害者委託訓練 (実践能力習得訓練コース)	障害者が就労を希望する分野の企業において訓練を行うことで、実践的な職業能力を習得する	訓練生(ハローワークで求職登録した求職者)と企業のマッチングができ次第、随時実施	・訓練は原則1か月(月100時間の訓練を標準)とし、訓練科目は障害の態様に応じて設定 ・通所費・食事代等の実費は訓練生の自己負担	茨城県 産業人材育成課 029-301-3656

※助成金を受給するためには、受給要件や支給申請期間に注意が必要です。詳しい内容は、ハローワークにお問い合わせ下さい。

発行元：茨城県産業戦略部労働政策課

茨城県水戸市笠原町978—6 茨城県庁 16階

TEL:029-301-3645

はじめよう！ 障害者雇用ハンドブック



茨 ひより
(茨城県公認 Vtuber)

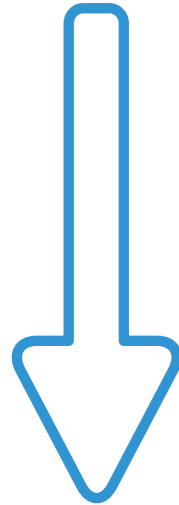
障害のある人もない人も 共に歩み幸せに暮らすために

茨城県では、平成27年4月に「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」を施行し、誰もが安心して楽しく暮らすことができ、共に夢や幸せを追求できる真に平等な社会の実現を目指しています。

本冊子では、はじめて障害者雇用に取り組む事業者様向けに障害者雇用の進め方や関係機関をご紹介します。

障害者雇用の進め方

Step1 情報収集・相談



- 1) 障害者雇用の進め方について情報収集
- 2) 社内の理解促進

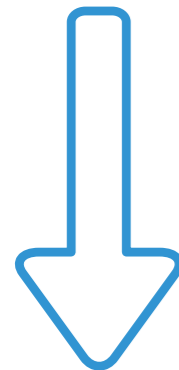
具体的な取組

- 各種セミナーへ参加
- 支援機関のホームページを確認
- 支援機関への相談
- 他企業の雇用事例見学
- 社内研修の開催や啓発資料の配布 など



- POINT
- ①支援機関を把握
 - ②社内で共通認識を

Step 2 職務の検討



- 1) 従事する部署や職務を選定

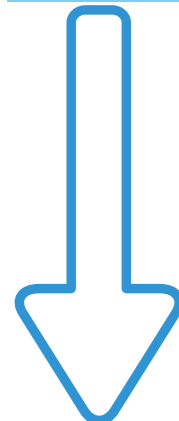
具体的な取組

- 全体業務の見直し
- 業務の切り出しや再編成
- 支援機関のアドバイスや提案を受ける



- POINT
- ①ワークシェアリング
 - ②全体効率アップを意識

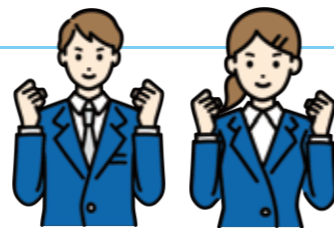
Step 3 職場実習



- 1) 雇用前にまずは受入れている

具体的な取組

- 特別支援学校、就労移行支援事業所、ナカポツセンター※などから、障害者の職場実習を受け入れる
- 実習中は支援機関にサポートを依頼



POINT

雇用の可能性を見出す

※障害者就業・生活支援センターの略称

Step 4 受入準備



- 1) 雇用条件の検討
- 2) 職場環境の見直しや整備
- 3) 採用計画の作成

具体的な取組

- 採用人数、採用時期、採用部署などの決定
- 指導担当者の選任
- 配置部署への内部研修
- サポート体制、作業マニュアルの整備
- 支援機関の協力を得る



- POINT
- ①指導担当者の負担軽減
→組織でサポートを
 - ②他の従業員や障害者本人の不安解消

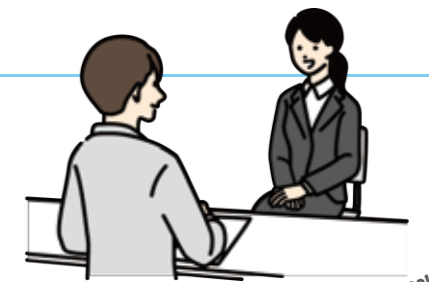
Step 5 募集・採用



- 1) 求人・面接・採用

具体的な取組

- ハローワークへの求人申込み
- 就職面接会への参加
- 支援策(助成金等)の活用
- 支援機関や特別支援学校との連携



POINT

面接で必要な配慮などを確認

Step 6 職場定着



- 1) 職場定着のための支援
- 2) 必要に応じた職場環境の改善

具体的な取組

- 社内で相談できる体制づくり
- 人事部署による配置部署のサポート
- 本人の状況に応じたサポート体制や作業マニュアルの見直し
- 支援機関、特別支援学校や医療機関との連携



- POINT
- ①障害者本人が生活リズムや健康面を整えること
 - ②能力が発揮できるよう特性に応じた配慮や工夫
 - ③意欲向上への工夫

関係機関の紹介

ハローワーク

県内13か所のハローワークでは、障害者を雇用している、または雇用しようとしている事業主に、雇用管理上の配慮等についての助言や、必要に応じて茨城障害者職業センター等の専門機関の紹介、各種助成金の案内を行っています。

詳しくは、茨城労働局HPをご覧ください ▶



施設名	住所	電話番号	管轄区域
ハローワーク水戸	水戸市水府町 1573-1	029-231-6221	水戸市 ひたちなか市 那珂市 茨城町 大洗町 城里町 東海村
ハローワーク笠間	笠間市石井 2026-1	0296-72-0252	笠間市
ハローワーク日立	日立市若葉町 2-6-2	0294-21-6441	日立市
ハローワーク筑西	筑西市成田 628-1	0296-22-2188	筑西市 結城市 桜川市
ハローワーク下妻	下妻市下妻乙 124-2	0296-43-3737	下妻市 八千代町
ハローワーク土浦	土浦市宍塚 1838 土浦労働総合庁舎	029-822-5124	土浦市 つくば市 かすみがうら市 阿見町
ハローワーク古河	古河市東 3-7-23	0280-32-0461	古河市 境町 五霞町
ハローワーク常総	常総市水海道天満町 4798	0297-22-8609	常総市 守谷市 坂東市 つくばみらい市
ハローワーク石岡	石岡市東石岡 5-7-40	0299-26-8141	石岡市 小美玉市
ハローワーク常陸大宮	常陸大宮市野中町 3083-1	0295-52-3185	常陸太田市 常陸大宮市 大子町
ハローワーク龍ヶ崎	龍ヶ崎市若柴町 1229-1	0297-60-2727	龍ヶ崎市 取手市 牛久市 稲敷市 利根町 河内町 美浦村
ハローワーク高萩	高萩市本町 4-8-5	0293-22-2549	高萩市 北茨城市
ハローワーク常陸鹿嶋	鹿嶋市宮中 1995-1	0299-83-2318	鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市

茨城障害者職業センター

事業主の皆様に対し、障害者雇用に関する情報提供及び採用計画から職場定着、職場復帰に至るまでの雇用管理について、ニーズに応じて相談、支援を行っています。

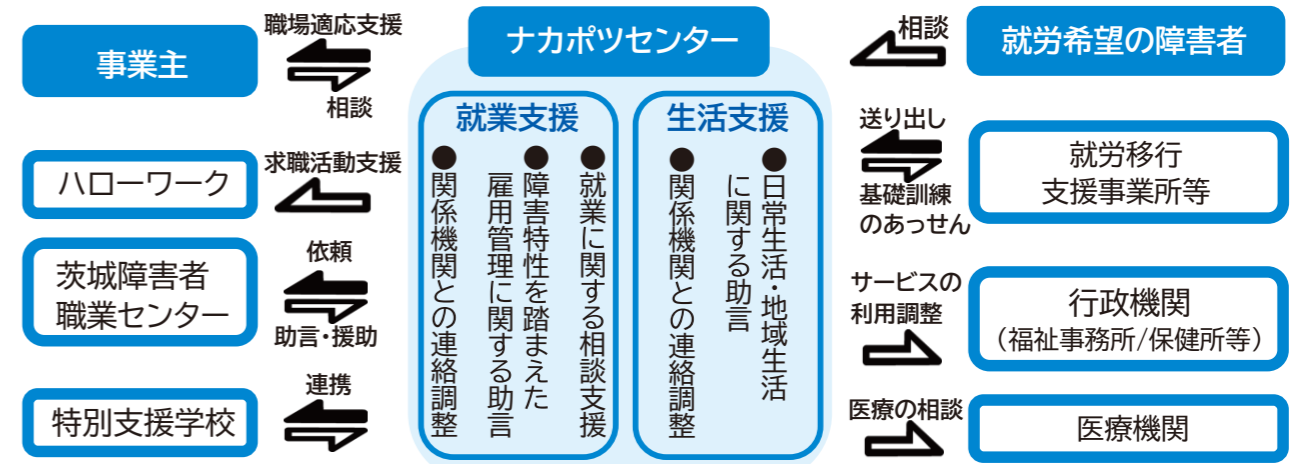
(住所: 笠間市鯉淵 6528-66 / tel: 0296-77-7373)

詳しくは、センターHPをご覧ください ▶



障害者就業・生活支援センター（略称：ナカポツセンター）

障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行います。詳しくは、県HPをご覧ください ▶



施設名	住所	電話番号	管轄区域
水戸地区障害者就業・生活支援センター	水戸市赤塚 1-1 ミオスビル 2F	029-309-6630	水戸市 笠間市 小美玉市 茨城町 大洗町 城里町
障害者就業・生活支援センターまゆみ	日立市多賀町 2-18-6 三協ビル 1階C号	0294-36-2878	日立市 高萩市 北茨城市
障がい者就業・生活支援センターKUINA	ひたちなか市長砂 1561-4	029-202-0777	常陸太田市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂市 東海村 大子町
かしま障害者就業・生活支援センターまつぼっくり	鹿嶋市国末 1539-1	0299-82-6475	鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市
障害者就業・生活支援センターかい	石岡市鹿の子 4-16-52	0299-22-3215	土浦市 石岡市 かすみがうら市
つくばLSC障害者就業・生活支援センター	つくば市みどりの1丁目 32-9	029-836-7200	常総市 つくば市 つくばみらい市
障害者就業・生活支援センターかすみ	土浦市真鍋新町 1-14	029-827-1104	龍ヶ崎市 取手市 牛久市 守谷市 稲敷市 美浦村 阿見町 河内町 利根町
障害者就業・生活支援センターなかま	筑西市茂田 1740	0296-22-5532	筑西市 結城市 桜川市 下妻市 八千代町
障害者就業・生活支援センター慈光倶楽部	坂東市生子 1617	0280-88-7690	古河市 坂東市 五霞町 境町

茨城県の取組

茨城県障害者雇用推進アドバイザーによる支援

障害者雇用を促進するため、県内企業のご希望に応じて、会社の状況に合わせた「仕事の切り出し提案」など障害者とのマッチングを支援しています。



ご相談内容の例

- 障害のある人を雇用したいが、何から始めたらいいのかわからない。
- どのような支援策があるのか知りたい。



支援を受けた企業の声

- 障害者雇用を進めるにあたり、アドバイザーの存在が非常に心強い。
- 雇用に関するノウハウを教えていただくことで、実際の雇用に繋げることができた。



◆お問い合わせ先

茨城県障害者雇用推進アドバイザー(茨城県水戸市三の丸1-7-41)
Tel: 029-303-6322 E-mail: rousei6@pref.ibaraki.lg.jp

詳しくは、県HP
をご覧ください ▶



茨城県障害者雇用優良企業の認定

障害者雇用に積極的に取り組む企業等を「茨城県障害者雇用優良企業」に認定しています。



詳しくは、県HPを
ご覧ください ▶



◆お問い合わせ先

茨城県労働政策課雇用促進対策室 障害者雇用担当(茨城県笠原町978-6)
Tel: 029-301-3645 E-mail: rousei2@pref.ibaraki.lg.jp

法定雇用率と納付金制度

雇用義務

従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める障害者の割合を「法定雇用率」以上としなければならないこととなっています。(障害者雇用促進法43条第1項)

民間企業	2024(R6)年4月~	2026(R8)年7月~
法定雇用率	2.5%	2.7%
常用雇用労働者数	40.0人以上	37.5人以上

詳しくは、厚生労働省
HPをご覧ください ▼



障害者雇用納付金制度

障害者雇用を「事業主が共同で果たしていくべき責任である」という社会連帯責任の理念のもと、事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図る制度です。法定雇用率を下回った場合(納付金)や法定雇用労働者数(※1)を上回った場合(調整金または報奨金)に、下表のとおり一定額の徴収または支給が行われます。

対象	納付金等	障害者1人当たりの金額(月額)(※3)
常用雇用労働者数 100人超の事業主	納付金の徴収	5万円
	調整金の支給	2万9千円
常用雇用労働者数 100人以下の事業主	報奨金の支給	2万1千円

- 障害区分に応じた算定方法

週所定労働時間	10時間以上	20時間以上	30時間以上
身体障害者	—	0.5	1
身体重度(※4)	0.5	1	2
知的障害者	—	0.5	1
知的重度(※5)	0.5	1	2
精神障害者	0.5	1	1

※1 常用雇用労働者(※2)数に法定雇用率を乗じ、小数点以下を切捨てた数

※2 1年を超えて雇用されている、または、1年を超えて雇用される見込みがある者を言い、1年未満の短期雇用や、人材派遣会社との派遣契約に基づき職場で受け入れている派遣社員は「常用労働者」には含まれません。

※3 2024(R6)年4月から、一定数を超えて障害者を雇用する場合、超過人数分の調整金及び報奨金の支給額が減額となります。算定方法等の詳細は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構HPをご覧ください。▶



※4 障害の等級が1級または2級の身体障害者等

※5 障害の程度がマルA(最重度)またはA(重度)の知的障害者等